

平成30年度社会福祉法人佐川町社会福祉協議会事業計画書

年々減少していく人口と高まる高齢化、過疎化も加わり集落維持も難しくなりつつある地域も町内で散見されるようになってきました。それら人口問題に加え地域の連帯感も希薄になり孤独孤立の課題も助長されつつあるため、福祉制度やサービスのみでは対応できない課題も多くなってきております。

国の動向としては、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりを示しており、地域住民が地域社会の課題に自分ごととして取り組める地域づくりが求められています。

また、低所得者や制度の谷間で苦しむ方への支援や社会資源の創出は、社会福祉法人の使命として自主的主体的な取り組みが求められていると共に、佐川町社協は「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命と掲げており、誰もが地域の一員として温かく受け入れられるような地域づくりも取り組み続ける必要があります。

また、第1次計画では地区毎の組織づくり、第2次計画では地区毎の拠点づくりへと10年間地域住民組織が培ってきた地域福祉活動計画がさらにステップアップし、地域の生活課題を解決するための仕組みづくりを柱とした第3次地域福祉アクションプランが昨年度策定されました。

この様な状況を踏まえ本年度は、第3次佐川町地域福祉アクションプランの初年度にふさわしい、各地区の住民活動拠点を軸に助けあいの仕組みづくりを目指して、我が事丸ごと地域力強化推進事業及び生活体制整備事業など地域づくりの事業を住民活動とマッチングさせつつ協働を果たしていくことが要請されています。

また経営理念及び組織運営方針を旗印として、ボランティアセンター、あんしん生活支援センター、障害者相談支援センター、介護事業の各部門の有機的連携を通して、地域住民や行政関係機関をはじめ、必要な町内のあらゆる組織等と連携を進めると同時に、役職員一丸となって目標に向かうオール社協の体制づくりを構築し、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指していきます。

社会福祉法人 佐川町社会福祉協議会の使命・経営理念

【使命】

佐川町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする。

【経営理念】

佐川町社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき事業を展開する。

- ① 住民参加・協働による福祉社会の実現
- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

【組織運営方針】

佐川町社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を運営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- ② 事業の展開にあたって住民参加を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④ 全ての職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

地域福祉事業重点目標

1 第3次地域福祉アクションプランの推進（みんなで福祉のまちづくり委員会活動）

第3次計画の初年度となる今年度は、小学校区ごとに整備された、あったかふれあいセンター及び集落活動センター等と有機的連携をすすめ地域に根ざした活動となるよう支援を行います。また当会で実施する生活体制整備事業、我が事丸ごと地域力強化事業が効果的に実施できるよう健康福祉課とも連携を密にし、地域の将来を住民と共に確認しつつ小学校区ごとの活動拠点を中核にして助けあいの仕組みづくりを目指していきます。

2 あんしん生活支援センター（「我が事丸ごと」地域力強化推進事業・生活困窮者自立相談支援事業）の円滑な運営

本年度より新設された「我が事丸ごと地域力強化推進事業」では、地域の「根」の部分である近所同士のつながりの強化に注力し、地域力の涵養をはかります。住民に地域課題を「我が事」として捉えてもらい、あがった課題を社協が「丸ごと」受け止める役割を担います。具体的には「防災となり組」と、それを拡充する「おなかまプロジェクト」事業を全町網羅的に展開し、戦後希薄化した地域コミュニティのつながりと我が事意識を再構築します。

また生活困窮者自立支援事業は、各関係機関との信頼性も年々向上しており、今後より一層発展的な支援を展開するとともに、困窮状態の方への支援はもちろん、早期発見等につながるようアウトリーチや、就労先の資源開発なども見据え、より効果的な取り組みをいたします。

3 生活支援体制整備事業の計画的推進

本年度より新規受託事業として実施する当事業は、地域包括ケアシステム構築目指した制度的取り組みの一環で、地域の福祉ニーズと資源をつまびらかに把握し、不足する社会資源創出に向けた各種の取り組みを行なう事業となります。地域福祉アクションプランの実施主体のみんなで福祉のまちづくり委員会の地区部会の計画と連動することが柱になりますが、本年度は情報収集や地域の団体やサークルなどの構成員との関係醸成を主眼に取り組んでまいります。

4 ボランティアセンター機能の充実

災害ボランティアネットワーク会議は、本年度より再度地区開催の模擬訓練を再開し、あったかふれあいセンター等とも連携し高齢者の生活課題の解決も視野に入れた取り組みを模索します。

また、セカンドライフ夢追い塾及び塾生有志で構成されるおたすけ隊の活動支援を行い、町内の様々な取り組みとの融合を進めます。

実施4年目となるファミリーサポートセンター事業の一層の周知をはかり円滑な運営ができるよう実施に努めます。上記を含め、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

法人運営事業

1 理事会・評議員会の実施

社会福祉法が改正されており、法人経営を行う理事会を適切な頻度で実施することとし、社協の使命や経営理念、組織運営方針に添った経営を心がけます。また諮問機関である評議員会とも議決事項以外でも可能な範囲情報を共有し、より住民課題に沿った活動の展開を心がけます。

2 情報公開のさらなる実施

社会福祉法改正の趣旨のひとつでもある透明性の高い運営が求められており、情報公開が求められています。決算書類や事業報告書の公開は現在も行っておりますが、事業内容等についても広く周知するため、法人ホームページ等で社会福祉協議会事業や関連団体の情報も適時更新できるようにしていきます。

3 社会福祉充実計画

平成30年からの第7期介護保険事業計画に立案された共生型小規模多機能型居宅介護事業及び認知症共同生活介護実施に向けて、準備を進めていきます。

地域福祉事業の具体的事業（予算：単位千円）

1、共同募金配分金収入（1,700）

(1) 【ボランティア活動育成事業】（796）

ア、みんなで福祉のまちづくり事業（227）

平成29年度に策定された第3次計画では、助けあいの仕組みづくりが大きなテーマとなっております。第2次計画により整備が進んだ地域住民活動拠点「あったかふれあいセンター」や「集落活動センター」、「さかわ夢まちランド」を軸にして住民活動のさらなる振興をはかり、第3次計画を地域住民の方と共に推進していきます。

イ、ボランティアセンター運営事業（505）

住民の福祉活動・ボランティア活動の相談や、活動を円滑にするための支援を行います。平成28年2月に開始したファミリーサポート事業への積極的な取り組みを行います。

退職世代を対象にしたセカンドライフ夢追い塾の開催及びおたすけ隊の活動支援を行い、人材発掘・地域へのつながりづくりを行います。

また、災害時の復旧活動のために活動する佐川町災害ボランティアネットワーク会議の事務局として、今年度は模擬訓練の実施を再開します。

1. 相談・登録・紹介、情報収集・情報提供等
2. ファミリーサポートセンター事業（別掲）
3. セカンドライフ夢追い塾・おたすけ隊
4. 災害ボランティアセンターネットワーク会議
5. 福祉団体事務

下記の団体の事務局を担う事により、諸活動の振興が図られることで地域福祉推

進を行います。

- ・長寿大学
- ・よさこいクラブ連合会
- ・身体障害者協議会
- ・赤十字奉仕団
- ・手をつなぐ親の会
- ・福祉団体協議会

6. ボランティア活動保険取扱
7. 福祉教育活動
8. ボランティア団体車両貸出
9. 収集ボランティア仲介（古切手、プルタブ等）
10. ボランティア活動に関する調査研究等

ウ、「おなかまプロジェクト」事業（64）

防災となり組事業の拡充および普及啓発を目的とします。ご近所同士で結成している防災となり組で、仲良く食事して親睦を深めることに対し、補助金を交付することで地域の紐帯を強化し、日ごろの声かけ助け合い活動や防災減災に繋がります。

(2) 【老人福祉活動事業】（5）

ア、ぶちサロン事業（5）

ふれあいサロンや百歳体操などとは別に、時間や内容にとらわれず身近な近所宅等に集い憩いの場であるぶちサロンへの情報提供と、傷害保険等の支援を行い、社会資源としての情報把握や新規立ち上げ支援を行います。

(3) 【児童・青少年福祉活動事業】（200）

ア、福祉活動推進校支援事業（200）

小学校、中学校の地域との交流等を通じた福祉教育の支援を行います。町内の小学校5校、中学校3校のPTAを対象に各校の計画をもとに活動に対する資金の支援や情報提供、出前授業などを行います。

(4) 【福祉育成援助活動費】（699）

ア、健康福祉大会事業（219）

福祉啓発の一環として、町内の社会福祉、地域福祉、ボランティア活動に多年にわたり功績のある方々を式典で表彰します。また、講演会を行い地域福祉推進のための意識醸成に努めます。

イ、広報啓発事業（広報誌社協だより「えがお」・ホームページ）（480）

社協だより「えがお」を年6回発刊し、町内全世帯に配布します。ホームページでは社協事業をはじめ各福祉団体活動やボランティア活動の紹介、介護保険等の情報等を提供、住民の福祉に対する知識や理解を深め、福祉活動やボランティアへの参画、協力を得られるよう広報づくりに努めます。

2、町受託金収入

ア、「我が事丸ごと」地域力強化推進事業（12,000）

地域の生活課題解決に向けて必要となる、住民一人ひとりの「我が事」として関わろうとする気持ちづくりを小学校区レベルと、お隣近所レベルに働きかけて醸成します。

小学校区レベルでは、高齢者等の生活課題に触れ、自分の出来ることで課題解決の一助となることが実感できる取り組みを提案していきます。

お隣近所レベルでは今まで組織化を進めてきました「防災となり組」の更なる普及と、防災となり組内の人間関係をより良好にし、隣近所の助けあい意識を醸成する「おなかまプロジェクト」事業を実施します。

その他、防災となり組の組織化を進め、見守りネットワークの裾野を広げるとともに、地域ニーズの把握に努めます。他に、認知症高齢者や知的・精神障害等のある方への成年後見制度等の相談支援、法人として後見人となる法人後見等を実施します。

イ、ファミリーサポートセンター事業（3,560）

子育て支援を希望する会員（おねがい会員）に対し有償ボランティア（まかせて会員）の派遣による子育て支援を行います。本年も、事業の一層のPRやまかせて会員養成講座を実施することでおねがい会員、まかせて会員の増員を行うとともに、支援の質の向上や会員同士の交流を図り円滑な運営を行います。

ウ、地域支援事業

あ) お元気コールサービス事業（713）

65歳以上等の独居高齢者等を対象に、週1回利用者の希望日、希望時間に有償ボランティアのお元気さんが、社協または自宅から電話して、安否確認を行う見守りサービス。高齢者の安否確認及び不安解消と親元を離れている親族の心配解消を図ります。月1回、傾聴ボランティア高知とんぼの会会長（アドバイザー）、地域包括支援センター、社協でお元気さんミーティングを実施して、活動の資質向上に取り組みます。またお元気コール事業の充実と傾聴活動の普及啓発に向けて高知とんぼの会佐川支部と連携しながら事業及び研修会等を実施します。

い) 見守り声かけネットワーク事業（110）

町内8地区で民生児童委員、福祉委員、JAにこにこ会、サロン協力員、百歳体操協力員、地域包括支援センター、社協等、高齢者等の見守り活動関係者が一堂に会し、独居高齢者等の見守りが必要な方の対象者名簿をもとに見守り体制の確認と検討を年間2回実施します。

その中でお互いの活動や地域の状況についても情報共有し、また事務局から見守り活動に関する情報提供を行い、見守りネットワークづくりを図ります。会合を通して日頃の見守り・発見・通報・生活支援等の活動の機運を醸成するよう努めます。

3、県受託金事業

生活困窮自立相談支援事業（4,000）

平成27年度施行の生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業。あんしん生活支援センターとして生活困窮者への相談、就労支援等を通して困窮状態からの脱却の支援を行います。住民等に食料の寄付を募り、生活困窮状態の世帯への食料配給を行う「フードサポートおすそわけ」、福祉用具や家具などの支援を行う「介護サポート支え愛」も引き続き実施

します。

4、県社協受託金収入

ア、日常生活自立支援事業（1, 260）

認知症や知的・精神障害等により判断能力に不安がある方への日常の金銭管理や福祉サービス利用についての援助及び書類預かりなどのサービスを行う事業です。

利用者へのアプローチを当該事業のみではなく地域福祉的視点を持った関わりが重要になってきます。専門員の資質向上と生活支援員との連携を重視した運営に取り組みます。

イ、生活福祉資金貸付制度（120）

他の融資制度や給付制度を利用できない低所得者や障害をもつ方の世帯等を対象に、必要な資金の貸付と必要に応じた援助指導を行うことにより、自立への支援をします。本年度よりあんしん生活支援センターの総合相談支援の一環として取り扱います。

[資金の種類：①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金]

5、総合相談事業

ア、心配ごと相談

社協の心配ごと相談は、誰でもなんでも相談できるあんしん生活支援センターに窓口をおき、必要に応じて専門機関や顧問司法書士へ送致し生活課題解決支援を行います。

イ、法外援護事業（250）自主財源

他制度が利用できず生活資金を緊急に必要とする住民に日常生活の維持、向上を目的として緊急貸出を行う制度であり、生活能力の欠如によることが多い相談者に対し生計指導を行うと共に、必要と認める困窮者に迅速な貸付を行ない、生活を支えるよう努めます。

6、各種募金活動の推進

（1）共同募金活動の推進

ア、募金活動の実施

イ、共同募金ボランティアの受け入れ、登録、研修及び活動の企画・実践

ウ、広報・計活活動の実施と世論の醸成

エ、地域福祉に係わる資金需要の把握及び助成申請の周知と受付

オ、助成申請団体の審査及び助成業務とその評価

カ、歳末助け合い運動の推進

キ、関係組織との連携整備

ク、その他、共同募金運動の目的を達成するために必要な事業

（2）日赤会費募集事業の推進

ア、会費募集の趣旨徹底と目標額の達成。

イ、地区奉仕団の組織、体制確立並びに活動の充実、援助。

平成30年度社会福祉法人佐川町社会福祉協議会 介護事業所計画書

要介護状態となっても、住み慣れた自宅・地域での生活が可能となるよう、要介護高齢者及びその家族を支援するための在宅介護基盤の強化や医療と介護の連携を推進していきます。

平成30年4月施行の改正介護保険法により、身体介護報酬単価1.6%引き上げ、生活援助報酬単価1%引き下げでのスタートとなります。介護予防訪問介護は、介護予防・日常生活支援総合事業と名称が変わります。

訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うことに今後変わっていきます。

このため、新たに生活援助中心型のサービス従事する者に必要な知識等に対応した研修課程（59時間のカリキュラム）を平成30年に創設することになります。

第7期佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、認知症高齢者の増加や障害者ニーズへの対応なども鑑み、共生型小規模多機能型居宅介護事業及び認知症共同生活介護（2ユニット）が計画化されています。折しも佐川町社会福祉協議会では平成29年度からの社会福祉充実計画に共生型の小規模多機能型居宅介護事業を立案しており、第7期の事業者公募に応募し、高齢者及び障害者サービスの重要な一翼を担うべく準備をすすめてまいります。

訪問介護事業所重点目標

1. 訪問介護事業の充実

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていきます。本人の尊厳を保持し、自立支援のケア計画に基づき、生活全般をサポートするため、各関係機関との連携、介護技術等の研修に積極的に参加し、質の高いサービスを提供します。

2. 基準該当訪問入浴事業の充実

要介護者が、できる限り最期まで住み慣れた地域で安心して生活の継続ができるよう、身体への負担が最小限となるよう配慮しながら、快適な入浴介護を提供します。現在、医療依存度の重度化の依頼や短期間の利用傾向が増加するなか、医療機関・各種関係者との連携を図りながら、安心して利用していただけるよう努めていきます。

3. 障害者総合支援事業の充実

障害者訪問介護の利用は、訪問入浴サービスの利用3名、訪問介護18名の利用となっています。介護保険制度と同様に、地域との連携を図りながら、障害者の在宅支援に努めていきます。介護技術や知識を習得出来るようなスキルアップ研修を行い、専門性を高めて行きたいと思えます。

4. 委託事業

①軽度生活支援事業

軽度生活支援事業は、介護認定を外れた方で特に必要と認められた方に対しヘルパー派遣をする

事業です。総合事業なども創設されて対応ニーズは非常に少なくなっておりますが、要請があれば対応できるよう体制を整えます。

②養育支援訪問事業

育児の不安や子育てに対しての不安・孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験等による育児・家事の援助等、具体的な養育に関する支援を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。対象者は現在2名の利用です。

③さかわ・まみいヘルパー訪問事業

この事業は、母親が産前・産後に体調不良等のため家事又は育児を行う事が困難で日中介護者がいない世帯にホームヘルパーを派遣し、家事又は育児について援助を行うことより、母親の心身の健康を維持するとともに、子育て負担の軽減を図ることを目的とします。満足していただける事業にするために、保健指導や各関係機関と連携を図り、時間帯についても柔軟な対応で支援していきます。

5. 処遇改善手当

平成30年度介護事業、訪問介護・訪問入浴「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」8.6%、障害居宅介護「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」22.1%、介護請求・利用請求に加算し、職員賃金改善手当として毎月処遇改善手当・12月決算手当として支給します。介護職員処遇改善加算(Ⅰ)取得を目標に、介護職員の処遇改善を図ります。

6. ヘルパー養成研修(介護初任者研修)

計画的な人材育成を推進します。高齢者が増加していく見込みの中、介護職員の養成を行うことで、介護サービスの充実を図る事ができます。日中働いている方でも受講しやすい夜間での開催を検討します。

<内部研修>

毎週火曜日午前8時半からサービス提供責任者連絡会を実施。新規ケースや困難ケースの情報共有、研修報告、困難事例等を共有する。

- H30. 4月：介護保険制度・訪問介護マニュアル(感染症食中毒)
- H30. 5月：訪問介護マニュアル(生活援助・感染症食中毒)
- H30. 6月：介護実習(基礎編)
- H30. 7月：調理実習(疾病に応じた食)
- H30. 9月：リフレッシュ研修・認知症ケア研修
- H30. 10月：自己評価(援助振り返り)・ケース検討会
- H30. 11月：介護実習(おむつ交換等)
- H31. 1月：調理実習・平成30年度要望
- H31. 2月：薬について
- H31. 3月：30年度反省・ヒヤリハット

<外部研修>

- 高知県ホームヘルパー研修会(難病・精神等の研修)
- 高知家統一ケア研修(年25回)
- 全国ホームヘルパー協議会研修

居宅介護支援事業所重点目標

1. 自立支援の理念においてケアマネジメントを実施

利用者及びその家族に対して十分な聞き取りを実施し適切なアセスメントを行ない利用者のニーズを把握します。アセスメントを基にケアプランを作成し担当者会議・モニタリング・評価・再アセスメントなどの一連の支援経過においてその都度利用者や家族の同意を得てより良い在宅生活が送れるように支援を行ないます。

2. 専門職としてのスキルアップ

介護支援専門員は専門職であるという認識を持ち、各種研修会への参加、事業所内外での勉強会などにも積極的に参加し、日々の支援活動にフィードバックできるように心掛けます。

・外部との連携

病院、介護サービス事業所、地域包括支援センター、他職種との連携をとり、利用者様の情報を共有し共に援助を行えるようにします。地域の民生委員や福祉委員との関わりも大切にします。また、ご家族もチームの一員、社会資源の一つと認識し連携を図ります。

・事業所内での連携

事業所内で情報を共有し、研鑽する事で個々の専門職としての知識を高めます。また、ストレスによるバーンアウトを引き起こさないよう心身の健康管理には十分配慮し、働きやすい職場作りを心掛けていきます。

3. 主任介護支援専門員のスキルアップ

- ・実践事例の意見交換・振り返りから課題や不足している視点を認識して分析します。
- ・分析に必要な根拠を明確にし、改善策を講じ、介護支援専門員に対する指導及び支援を実践します。
- ・ケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりを含め課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善方法の指導をします。
- ・中央西ブロック主任ケアマネ連絡会（仮称）に参画し、主任ケアマネの資質向上を図り、事業所内だけでなく他事業所のケアマネに対しても適切な指導や助言ができるようにします。

<内部研修>

- H30. 5月：共生型について
- H30. 8月：疾病の理解について
- H31. 2月：エンディングノートの活用について
- 毎週月曜日午前9時半から連絡会を実施。連絡事項や研修会の報告、困難事例への対応（事例検討）、新しい情報の収集や制度理解を介護支援専門員全員で共有します。担当ケアマネジャーが不在の時でも全員で対応できる体制を作り、利用者様の信頼を得られるように心掛けます。

<外部研修>

- 偶数月第二金曜日、地域包括支援センターが実施するケアマネ連絡会への参加。
- 奇数月第二金曜日、地域包括支援センターが実施する事例検討会への参加。
- 高知県介護支援専門員連絡協議会が主催する研修会への参加（年4回）
- 佐川町主任ケアマネ会への参加（年8回）
- 中央西ブロック主任ケアマネ連絡会（仮称）への参加（年2回）

- 高知県介護支援専門員連絡協議会が主催する主任ケアマネ研修への参加（年2回）
- 高知県介護支援専門員中央西ブロック研修会への参加（年3回）
- 中央西福祉保健所が主催する難病支援者研修会への参加（年2回）
- 第11回日本介護支援専門員協会全国大会 in 福岡・・・1名参加
- 第4回日本介護支援専門員協会四国大会（香川県）・・・3名参加
- 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議への参加。

障害者相談支援事業所さかわ（障害者・障害児）重点目標

相談支援事業（障害者・障害児・難病者）

障害者（児）等の意思及び人格を尊重し、心身の状態や環境に応じ、総合的かつ効率的なサービスの利用ができ、自立した日常生活、社会生活が営むことができるよう配慮し支援していきます。

個々のニーズから地域のニーズを把握し、地域の実情に応じた支援体制の整備、虐待や差別防止の啓発と関係機関の連携を図り、地域課題解決に向けての情報収集や提案をしていきます。

内部事業との連携はもとより、行政、医療、警察、消防、法律、教育、雇用、介護保険事業所、福祉サービス事業所などの関係機関、民生児童委員、あったかふれあいセンター、ボランティアなど、地域生活を支えるさまざまな関係者と密接な連携を図り、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう包括的なケアの実現と、よりよい地域づくりを推進します。

○計画相談支援・障害児相談支援体制の充実

1. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う人員体制、業務内容の整理

- ・人員体制 管理者（相談支援専門員兼務）1名
相談支援専門員（常勤専従）3名 内1名 H30/3/21～産休
相談支援専門員更新研修（5年更新） 2名予定
- ・標準担当件数設定（35件 超過の場合、基本報酬の逡減性導入）
- ・モニタリング実施標準機間の見直し（在宅6ヶ月→3ヶ月、施設1年→6ヶ月）
- ・特定事業所加算の評価の見直し、専門性の高い支援の実施や相談体制を評価する加算創設

2. 相談支援専門員の資質の向上

- ・業務の振り返りの自己評価、チェック機能の充実
- ・高知県相談支援専門員協会、中央西圏域内相談支援事業所連絡会、高知県等による事例検討会や研修会への参加
- ・毎週月曜日、8時半から内部連絡会を実施。連絡事項や研修会の報告、困難事例等の共有。

3. 関係機関との連携と支援ネットワークの構築

困難事例への対応、虐待や差別の防止、災害時の対応、地域資源の活用と開発等、関係機関と情報共有をし、支援体制の整備を図ります。

- ・佐川町相談支援事業所定例会の開催（1回/月）
- ・中央西圏域内相談支援事業所連絡会（4回/年）
- ・地域自立支援協議会（1～2回/年）、専門部会（2～3回/年）を図る

○基本相談支援（町より委託）

障害者（児）、保護者または障害者等の介護を行う者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、各関係機関との連絡調整等幅広い支援を行います。